

# 事業事前評価表（技術協力プロジェクト）

作成日：平成17年8月15日

## 1. 案件名

フィリピン国水質管理能力強化プロジェクト  
(The Capacity Development Project on Water Quality Management)

## 2. 協力概要

### (1) 協力内容

水質浄化法及びその施行規則を施行する上で、特に重要な優先的活動（※1）を実施するための、環境天然資源省環境管理局の水質管理行政能力強化を行う。

### (2) 協力期間

2006年1月から2010年12月までの5年間

### (3) 協力総額（日本側）

6.9億円程度

### (4) 相手先機関

環境天然資源省環境管理局  
Environmental Management Bureau (EMB)  
Department of Environment and Natural Resources (DENR)

### (5) 国内協力機関

環境省

### (6) 裨益対象者

直接的には1,000名あまりの環境管理局職員の中の水質管理担当職員（約90名）であるが、間接的には将来の水質改善への貢献を通じて、3つのパイロット地域の住民（約13百万人）（※2）を中心としたフィリピンの国民に広く裨益することが期待される。

## 3. 協力の必要性・位置づけ

### (1) 現状と問題点

フィリピンにおける水質汚染は、河川水、地下水及び沿岸水の水質汚染が広範囲に進行している。

EMBの全国141河川のモニタリング地点において、約64%が同国環境基準で定めるBOD基準を超過している。またマニラ首都圏を流れる河川はいずれも高度に汚染されており、特に乾季には水中からほとんど溶存酸素が検出されない死の川となっている。これらの水質汚染は飲料水源の悪化を招き住民の生活に影響を与えている。世界銀行の報告によると、生活用水として利用されている地下水の58%が基準値を超える大腸菌に汚染され、過去5年間の疾病全体の30%をコレラ、A型肝炎、腸チフス、下痢等の水系伝染病が占めており、保健医療費の増大や働き手の喪失により多額の経済的損失が発生しているとしている。また水道の整備が遅れている地方においては水系伝染病の発生率はマニラ首都圏に比べて高い傾向にある。

また水質汚染は観光業や水産業等の経済的基盤に対しても直接的な影響を与えており、特にここ数年セブ島やボラカイ島等の国内外で知られたリゾート地の環境劣化について問題視する声が高まってきている。また、沿岸部で近年盛んな養殖業に対しても、生活・産業排水の影響が懸念されている。

2004年10月に発表された中期国家開発計画（2004-2010）では、2004年5月に定められた水質浄化法とその確実な実施が盛り込まれている。しかしながら、現状ではフィリピン政府が下水処理施設や産業排水処理施設などの直接的に水質を改善するためのインフラ投資を行うことは容易ではない。

フィリピン議会は水質汚染の深刻さに着目し、4年間に渡る議論を積み重ね、2004年5月に水質浄化法を成立させた。この新たな法律は従来の排出基準を企業に遵守させるだけの水質管理行政手法（Command and Control）から、市場メカニズムを活用した自主的な汚染防止努力の推進（Market-Based Instruments）へと、水質管理政策を大きく転換するものである。

同法においては汚染者負担の原則に基づき、各汚染源（工場等）に対して汚染物質の量を明示した許可証を発行し、汚染物質の排出量に比例した課徴金の負担を求める排水課徴金制度の導入を特徴としている。

もう一つの特徴としては、地域の関係者による自主的な水質改善の取組みを促進するために、水質管理地域を指定し、流域の水利用関係者（自治体、企業、住民、大学等）による水質管理委員会を設立し、将来達成すべき水質の改善目標に向かって関係機関が努力することを促進している点にある。

環境天然資源省環境管理局（以下EMB）はこの水質浄化法を施行する中心的な役割を与えられている。EMBは2000年より環境天然資源省とは異なる独自の地域事務所を設置し、水質モニタリングや工場検査、操業許可証の発行等を実施してきている。しかしながら水質浄化法にて新たに定められた政策の推進は、EMBにとって従来経験したことのない新しい業務であり、これらの業務の施行のためには、必要な政策・施行ガイドラインの整備と現場レベルでの施行、さらに組織内外の関係者との調整機能の強化等、包括的なキャパシティ・ディベロップメントを行う必要がある。

## (2) 相手国政府の国家政策上の位置づけ

本プロジェクトは水質浄化法及び施行規則を担当するEMBとその地域事務所が適切に法律を施行できるよう能力を強化するものであり、国家政策に直接合致している。また、2004年10月に公表された中期国家開発計画（2004-2010）の中でもより健康的な環境の創造が環境天然資源分野の中の5つの重要項目の一つに含まれている。

## (3) 日本の援助政策との関連

開発途上国の国民生活に深刻な影響を及ぼす環境問題の解決を支援することは、日本政府の援助政策の重要事項の一つであり、2005年2月に発表されたODA中期計画においては、水質汚濁を含む環境汚染対策は重点課題の中の「地球規模の問題」の一つに位置づけられており、また援助実施の原則の1番目にも「環境と開発の両立」が挙げられている。

対フィリピン国別事業実施計画においても、環境分野は重点柱の一つ「環境保全と防災」に該当している。

さらに、2001年にJICAがまとめた第二次環境分野援助研究会報告書の中では、援助の成果を高め効率を上げるためには、環境管理技術の移転だけではなく政策的な支援を含めたいわゆるキャパシティ・ディベロップメントが必要であると指摘されている。

（※1）水質浄化法とその施行規則にて新たに実施が規定された活動のうち、水質浄化法の遵守期限に照らした緊急性と水質管理上の重要性が高いとEMBにより判断された活動。

（※2）事前調査においては、ルソン、ビサヤ、ミンダナオの各地域から1地域ずつ、水質汚染の現況（産業排水が懸念される地域、エコツーリズム等観光上の重要性が高い地域、鉱山等の汚染が懸念される地域）と地域事務所の体制を考慮して決定することとしており、調査時点では第3, 6, 12地域が想定されている。

## 4. 協力の枠組み

### (1) 協力の目標（アウトカム）

・本プロジェクトでは政策立案を担当し全国16ヶ所のEMB地域事務所を指導するEMB本部と、3箇

所のパイロット地域事務所を主な対象とし、水質浄化法の施行に必要な能力強化を行うことを中心課題としている。

・プロジェクトは4つの成果から構成され、うち2つはEMB本部の、残り2つはEMB地域事務所の能力強化を目的としている。具体的にはプロジェクト開始後2年間はEMB本部に対して政策立案・ガイドライン作成能力強化（成果1）、地域事務所に対する指導能力強化（成果2）を中心として協力をを行い、後半3年間についてはEMB地域事務所を対象として水質管理地域の指定や委員会の設立・運営能力強化（成果3）と各種許可証の発行、立ち入り検査、工場によるモニタリング結果の検証等の水質管理施行能力（成果4）の強化を図る。

#### 1) 協力終了時の達成目標（プロジェクト目標）と指標・目標値

水質浄化法および施行規則を施行する上での優先的な活動を行うためのEMB本部およびEMB地域事務所の水質管理能力が強化される。

##### 指標・目標値

- ・ EMB職員が水質管理の手続きと必要な専門技術を習熟している。
- ・ EMB本部・パイロット地域事務所が総合的水質管理を推進する組織的能力（職員数、機材、情報管理システム、ガイドライン・マニュアル、業務計画）を有している。
- ・ EMBと関連機関および利害関係者との連携が成り立っている。
- ・ パイロット地域事務所が他地域の事務所に対してモデルとしての役割を果たしている。

#### 2) 協力終了後に達成が期待される目標（上位目標）と指標・目標値

産業・商業事業者及び自治体その他公的機関により、地域におけるアクションプラン（※3）で定められた水質目標を達成するために必要な対策が講じられる。

##### 指標・目標値

- ・ 水質保全・改善が必要とされる地域が水質管理地域あるいは未達成地域に指定されている。
- ・ 指定された地域において水質管理委員会等が設立され、アクションプランが作成されている。
- ・ アクションプランに基づいた対策が水質管理地域内の関係者により講じられている。

#### (2) 成果（アウトプットと活動）

<成果1> 水質浄化法に基づいた総合的水質管理政策と施行ガイドラインが整備され、EMB職員に周知される。

##### 指標・目標値

- a) 総合的水質管理政策が作成される。
- b) 各種施行ガイドライン・マニュアルが発行される。
- c) 総合的水質管理政策と施行ガイドラインについて普及・訓練が行われる。

##### 活動

- 1.1 総合水質管理政策とその施行ガイドラインを策定するための関連機関の連携・協調体制を設立する。
- 1.2 市場経済手法により企業の自主的な水質管理を促進するための総合政策の立案と、施行ガイドラインを策定する。
- 1.3 陸水（地下水を含む）及び海洋水の水系分類ガイドラインと地下水脆弱性地図作成ガイドラインを策定する。
- 1.4 水質汚染に関する産業分類を行うためのガイドラインを策定する。
- 1.5 水質ガイドラインおよび排水基準をレビューし、改定する。

1.6 水質浄化法に基づき、水質管理地域（WQMA）と未達成地域を指定するためのガイドラインを策定する。

1.7 WQMAアクションプランと遵守計画作成ためのガイドラインを策定する。

1.8 WQMAにおける住民グループおよび他機関との水質モニタリングの連携プログラムを構築し、ガイドラインを策定する。

1.9 重要な汚染源を特定するとともに各種汚染源施設の法令遵守検査マニュアルを策定する。

1.10 特定の産業汚染源に対して流動的な排水基準適用を許容するためのガイドラインを策定し、必要な調整を行う。

1.11 排水許可システムを実施するための汚染負荷および課徴金算定システムのガイドラインを策定する。

1.12 国家水質管理基金（NWQMF）の管理のためのガイドラインを策定する。

1.13 EMB本部および全EMB地域事務所に対し上記ガイドラインの研修を行う。

<成果2> EMB本部の地域事務所を指導する水質管理能力が強化される。

#### 指標・目標値

a) 以下の水質管理行政システムがEMB本部による地域事務所との連携の下に構築され稼動する

- EMB本部が地域事務所間の調整体制が整っている。
- 水質管理モデルが構築されている。
- データベースおよび情報管理システムが構築され地方と中央間で共有されている。
- 国家水質状況報告書が発刊される。

b) EMB本部がガイドラインに沿った活動を3パイロット地域で実施するための調整機能を果たしている。

#### 活動

2.1 <<成果1>>において策定されたガイドラインの実施についてEMB本部と地域事務所との協調体制を確立する。

2.2 EMB地域事務所が利用する水質および汚染源データベースとその報告システムを構築する。

2.3 EMB本部と地域事務所間で共有される水質管理情報・システムを構築し、EMB内での研修を行う。

2.4 各地域からの報告を元に国家水質状況報告書（初版）を発行する。

2.5 適切な水質管理モデル（※4）を構築し、地域事務所に対しデモンストレーションを行う。

2.6 <<活動 1.12>>にて策定されたガイドラインに基づいて国家水質管理基金の運用手続きを試行する。

2.7 地域事務所支援のためのEMB中央検査所の体制を整備する。

2.8 水質管理問題についての住民意識を高めるためのキャンペーンを企画し、試行する。

2.9 パイロット地域の成果の他の地域事務所への波及を促進し、また他ドナーによる補完的支援を促進する。

<成果3> 水質管理地域を指定し、水質管理委員会等を設立・運営するためのEMB地域事務所の能力が強化される。

#### 指標・目標値

a) 少なくとも1ヶ所の水質管理地域が各パイロット地域に設定される。

- b) 設定された水質管理地域において水質管理委員会が組織される。
- c) 水質管理委員会により水質管理アクションプランが策定される。

## 活動

- 3.1 ≪活動1.6≫で策定したガイドラインに基づいて、WQMAの地域を指定する。
- 3.2 ≪活動1.6≫で策定したガイドラインに基づいて、指定されたWQMAにおいて水質管理委員会を設立する。
- 3.3 ≪活動1.7≫で策定したガイドラインに基づいて、水質管理委員会が策定する地域水質管理アクションプラン、また、地方自治体が策定する遵守計画書の作成を支援する。
- 3.4 水質管理委員会の行う地域水質管理基金を設立し管理する。
- 3.5 ≪活動1.8≫で策定したガイドラインに基づいて、地域内での水質モニタリングの連携体制を構築する。

<成果4> EMB地域事務所の総合的な水質管理能力が強化される。

## 指標・目標値

排水許可の発行、排水課徴金徴収、自己モニタリング等の汚染源管理が適切に行われている。  
地域水質状況報告書（初版）が発刊されている。  
データベースおよび情報通信を含む情報管理システムが運用されている。  
現場および水質ラボ機材が整備され職員が採水・測定技術を習熟している。

## 活動

- 4.1 ≪活動1.3≫で策定したガイドラインに基づいて、必要な水系指定又は再指定を行う。
- 4.2 ≪活動1.6≫で策定したガイドラインに基づいて、達成地域および未達成地域を特定する。
- 4.3 汚染源の分類、優先化および法令遵守検査を実施する。
- 4.4 ≪活動1.4および1.9≫で策定したガイドラインに基づいて、重要汚染源のインベントリー調査及び水質調査を実施する。
- 4.5 ≪活動2.5≫で策定した水質モデルを適用する。
- 4.6 汚染源ならびに水質調査データベースを管理し、EMB本部との情報共有を行う。
- 4.7 地域水質状況報告書（初版）を作成する。
- 4.8 ≪活動1.11≫で策定したガイドラインに基づいて、排水許可業務および排水課徴金制度を試行する。
- 4.9 排水許可料金および排水料金の徴収・会計システムを構築する。
- 4.10 地域の分析機関との提携を支援し、またEMB地域事務所ラボで調査する項目については採水・測定分析機材を整備し訓練を実施する。

## (3) 投入

(I) 日本側（総額6.9億円）

### 1) 専門家 7分野

（コアエキスパート）

ア) 総合的環境管理（総括）

イ) 水質環境管理技術

ウ) 組織制度構築

(技術専門家)

- エ) 水質モニタリング
- オ) 汚染源管理
- カ) 水質情報システム
- キ) 水質モデリング

## 2) 現地コンサルタント

- ア) 政策フレームワークおよびガイドラインに関する素案作成・普及支援業務
- イ) 水質モデリング、情報キャンペーン、データベース、ネットワーク、水質状況報告書、水質管理基金等に関する設計・普及等の支援業務
- ウ) 地域事務所（3ヶ所）における水質管理地域の設定・設立に関連する指導・訓練等の支援業務
- エ) 地域事務所（3ヶ所）における水質管理実務に関する指導・訓練等の支援業務

## 3) 資機材

- ア) 現場用採水器、測定器、車両等
- イ) 水質ラボ用測定機材
- ウ) 情報管理システム用機材

## 4) 日本・第三国でのC/P研修

### (II) フィリピン国側

#### 1) カウンターパート

- ア) プロジェクト・ダイレクター
- イ) プロジェクト・マネージャー
- ウ) 水質管理部のスタッフ
- エ) パイロット地域事務所水質管理担当スタッフ

#### 2) 施設・設備等

- ア) JICA専門家用事務所

#### 3) 施設・設備等

- ア) 運営・経常費用並びに維持管理費

#### (4) 外部要因

- 1) EMB等のカウンターパートおよび必要施設が適切な時期までに準備されている
- 2) 水質浄化法に基づく連携機関（公共道路事業省、保健省、内務自治省等）の協力が得られる。
- 3) 水質モデリングに使用する他機関の所有する重要データ・情報（国家水資源委員会の水理データ等）が入手できる。
- 4) EMB地域事務所がプロジェクトを実施するために必要な人員と予算が適切な時期に確保される。

(※3) 関係者により構成される水質管理委員会が策定する、地域ごとの水質目標を達成するために必要な10ヵ年計画。水質浄化法において委員会の設立とアクションプランの作成が規定されている。

(※4) 対象河川における各汚染源の汚染負荷量を算出するための計算式等を含む水質管理のためのツール。

## 5. 評価5項目による評価

### (1) 妥当性

下記のように本プロジェクトを実施する妥当性は高いと判断される。

## 1) 相手国のニーズ

水質浄化法はLGUs（地方自治体）や住民、民間セクターの自主的努力を促しつつ水質の改善を図ることを最重要戦略としている。政府主導による環境インフラ整備の実施が財政的な事情によって困難な現状においては、水質を改善しようとする河沿いの利害関係者間での調整や、排出量に応じた排水課徴金等の市場メカニズムを活用した水質管理手法が有効である。しかしながらEMBは従来経験したことがない業務であるため、政策・制度の作成から現場における施行业務まで包括的な組織の構築支援が必要となっている。また、こうした水環境の保全・改善のための取組みは、地域の住民、地方行政機関、民間セクター、大学関係者等の様々な関係者の参画の下に実施されるものであり、直接的、あるいは、間接的に水質の改善を必要とする一般国民、企業・団体等を巻き込んだ水質管理の促進が可能である。

## 2) 相手国の環境政策との整合性

本プロジェクトは、フィリピンの水質管理政策の根幹である水質浄化法を効率的に施行することを目的としており、フィリピン国の環境政策に直結している。また、昨年11月に公表された中期国家開発計画(2004-2010年)の中でもより健康的な環境の創造が5項目あげられている環境自然資源分野のなかの重要項目の一つに含まれている。

## 3) 我が国関連技術の優位性

我が国は1970年代の公害対策とそれらに対する水質保全政策について様々な経験を持っていることから、水質管理の実務に係わる各種の知見やノウハウを蓄積しており技術的優位性は高い。また、本プロジェクトにおける能力強化の対象の一部である管理技術面については、JICAは過去、タイ、中国、インドネシア、メキシコ、チリ、エジプトにおいて環境センタープロジェクトを実施してきているので、これらのプロジェクトで得られた知見・教訓（モニタリング体制の構築方法等）を本プロジェクトに活用できる。一方、フィリピンにおいてはJICAは水質浄化法の施行細則の作成を支援し、政策的側面からの支援についての経験を得ている。

### (2) 有効性

以下の理由より、本プロジェクトは高い有効性を有していると判断される。

EMBは本部と全国16ヵ所の地域事務所よりなり、本部は政策立案を、地域事務所は政策施行を担当している。水質浄化法を施行する上では、政策立案・実施が一体的に実施されることが必要であるが、本プロジェクトはEMB本部および地域事務所の双方を対象とした包括的な能力強化を対象としていることから、より効果的に水質浄化法を施行する体制づくりを行うことが可能である。

具体的アプローチとしては、水質浄化法にて定められた活動のうち特に優先的な取組みを必要とする活動の実施を行うことを通じて、EMB本部と地域事務所の能力強化を行うが、プロジェクト目標、成果、ならびに、優先的な活動等はEMB本部や地域事務所職員との参加型協議を通して選定されたものであり、カウンターパートの意向を十分に反映している。

また、本プロジェクトは水質浄化法及の施行のための能力強化を目指していることからプロジェクト目標の内容は明確であり、また、各成果についても同法に基づき本部と地域事務所で具体的に取るべき活動を記載していることから、成果と目標のつながりも明確である。よって成果を達成することでプロジェクト目標が達成されることが期待される。

### (3) 効率性

以下の理由により、効率性が高いと判断される。

本件はフィリピンの水質管理政策立案・実施に係わるキャパシティ・ディベロップメントを目的としたプロジェクトであり、カウンターパート個人の技術・経験の向上だけではなく、組織内での制度・体制整備や他の機関との調整能力等の向上も意図している。よって、水質浄化法の施行に先立ち必要となる各種ガイドラインやマニュアル、情報データベースや水質モデル等の多数のアウトプットの作成が計画されている。これらのアウトプットを得るためには通常多くの時間と投入が必要となるが、

本プロジェクトでは現地コンサルタントを日本人専門家の監督の下に有効に活用することで、費用対効果の高い協力を実施することを計画している。なお、フィリピンの政府機関においては政策を策定する際には、民間コンサルタントを活用することが一般的に行われているため、民間セクターに政策策定のノウハウを有する人材が多く存在している。

また、日本人専門家についても民間の人材の積極的な活用が期待される。JICAの開発調査等において、環境管理計画の作成、河川・湖沼の水質管理に従事した経験の豊富な人材が存在することから、プロジェクトの実施については、このような開発途上国の水質管理の技術と開発途上国における技術協力の経験を有する民間のコンサルタントを活用して実施することで高い効率性が確保されると見込まれる。

なお、水質浄化法の施行と水質管理能力強化については他ドナーも関心を有しており（USAID等）、これらのドナーとの連携を図りつつ事業を進めていくことで、より効率的なプロジェクトの実施が可能である。

#### (4) インパクト

下記のように本プロジェクトは種々の分野に波及効果を与えるものと判断される。

##### 1) 関係者による水質管理地域アクションプランの策定と実施

本プロジェクトの上位目標は地域の河川利用関係者によりアクションプランで定められた水質目標の達成のために必要な対策が講じられることであるが、以下のとおり達成が見込まれる。

水質浄化法では、特に水質改善の必要性が高い地域を水質管理地域に指定し、地方行政機関、住民、企業、大学等、地域の河川利用に関わる利害関係者から構成される水質管理委員会を組織することが求められている。EMB地域事務所の役割は水質管理委員会の技術事務局として委員会を円滑に運営するとともに、関連機関を調整しつつアクションプランの作成と遂行を促進していくものである。本プロジェクトは、水質管理地域の指定や委員会の設立のためのガイドラインづくりや、パイロット地域事務所における委員会の設立・運営推進のための能力強化が成果の一つとして盛り込まれており、また併せて市民の環境意識を高めるための情報キャンペーンや地域内での水質モニタリングの連携体制の構築等の、地域関係者へ働きかける活動が含まれることから、地元にも根ざした水質対策が実施されることが期待される。

##### 2) 水質保全・改善への効果

本プロジェクトは環境管理政策の適切な立案・施行を行うための行政能力の基盤を築くことを目標としている。また、地域における水質改善アクションプランの策定が本プロジェクトの重要要素となっており、生活排水、産業排水など広範な汚染源への対策を含む同プランの実施を通じて対象水域における水質の改善に効果を発現することが期待される。アクションプランは10年計画であり、現時点では巨額のインフラ整備のための財源が限られていることから直接的な水質の改善にはそれなりの期間を要すると想定されるが、本プロジェクトで環境行政能力の基盤を築くことにより、これらのプランの実施を弛まらずに促進し、また将来的な状況の変化に適切に対応することが可能となる。

#### (5) 自立発展性

水質浄化法はフィリピンの議会が立法化し政府に対して実行を求めるものであり、プロジェクト終了後も引き続き継続的に施行していくことがEMB及び関係機関にとっての責務となっていることから、プロジェクトの活動に対する政策面での自立発展性は高いといえる。プロジェクトの終了後にEMBが独自に活動を継続していく上では、EMBが適切な人員配置と予算措置を予め講ずることが必要であり、プロジェクトの準備・実施段階において終了後を見据えた体制確保を働きかけることが重要である。また本プロジェクトは他機関との調整を要する活動も多く、EMBも含めた関連機関のキャパシティに併せた無理のない協力を実施していくことが肝要である。本プロジェクトはEMBを中心とした制度作りを中心に行う前半2年間の協力と、EMB地域事務所を中心とした現場での施行を行う後半3年の協力から構成されていることから、各協力毎の進捗状況と相手側の体制を適切に把握した上で、柔軟なプロジェクト管理を実施していくことが必要であり、これらの活動上の配慮を行うことでプロジェクトの自立発展性を確保することが可能である。

## (6) 結論

本プロジェクトは相手国の環境政策に合致しており、また、数次にわたる参加型協議を踏まえた結果、相手国側のニーズを十分反映した内容となっている。またローカルリソースの活用によりプロジェクト全体を効率的に実施する計画となっている。また、プロジェクトによる波及効果も大きく、自立発展性にも配慮されている。

以上より、本プロジェクトの実施は妥当であると判断される。プロジェクトの準備・実施過程においてフィリピン側の受け入れ体制（適正数の職員配置等）が十分に整備されれば、より高いインパクトと自立発展性が期待できる。

## 6. 貧困・ジェンダー・環境などへの配慮

特になし。

## 7. 過去の類似案件からの教訓の活用

環境分野において過去に実施されてきたプロジェクトの多くについては、モニタリング技術の移転に重点が置かれてきた。しかしながら、プロジェクトの成果を環境管理行政に活用していく上では、フレームワークやガイドラインの作成を含む政策策定部分への協力、また現場における政策の実行に対する協力を併せて実施する必要があるとの教訓が得られている。本プロジェクトにおいては、政策策定から現場における政策実施までに至る包括的な能力強化を目的としており、過去の教訓を活用している。

JICAは、2005年5月に発効した水質浄化法の施行規則(IRR)の作成に関し、他のドナーとの連携を行いつつ中心的な役割を果たしてきた。具体的には施行規則の素案作成を行い、必要となる科学的な水質管理手法について関係省庁や企業の組合等に対する公聴会の開催を支援し、さらにエンフォースメントを担当する地域事務所の能力の評価等を通じた支援を実施した。この施行規則作成支援という政策支援の過程で得られた経験（ローカルコンサルタントの効果的な活用方法とEMB内外での調整の実施方法等）を当該プロジェクトで活用できる。

環境管理分野で行ったプロジェクトの評価として、2002年度に外部有識者評価報告書が発行されている（「特定テーマ評価：環境センターアプローチ：途上国における社会的環境管理能力の形成と環境協力」）。その中で、プロジェクトの行政的位置づけ、企業・市民への貢献、地方分権化への対応などの点を今後の課題として指摘するとともに、当該国の環境基本政策が策定される等、相手国内での環境対策実施体制が整う時期を見計らって協力を投入することが重要であると述べている。本プロジェクトは水質分野の基本政策である水質浄化法とその施行細則が定められEMB及びLGU等の関係機関において水質改善のための機運が高まっている時期にプロジェクトを開始することから、右評価の教訓に沿った協力実施となっている。

## 8. 今後の評価計画

2008年 1月 中間評価調査団派遣予定

2009年 6月 終了時評価調査団派遣予定

2013年12月 案件別事後評価実施予定